

**—子吉川で「住民目線のソフト対策」を推進します—****第5回 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」の開催**

国土交通省は、昨今の豪雨災害の経験を踏まえ、全国全ての直轄河川とその沿川市町村において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する取組（水防災意識社会再構築ビジョン）を進めています。

本協議会はその一環として、子吉川で「住民目線のソフト対策の推進」を加速するために、由利本荘市・秋田県・秋田地方気象台・秋田河川国道事務所が協議・情報共有を行う事を目的に平成28年5月13日に設立し、平成28年9月2日に「取組方針」を策定しました。また、平成30年7月25日には、水防法改正に伴い本協議会の法定化がなされ規約の改定などをおこなってきました。

第5回協議会では、各構成機関の平成30年度の取組状況を確認し今度の取り組み計画や要配慮者利用施設の避難確保計画策定や防災教育について意見交換を行い、氾濫被害の最小化を目指します。

- 開催日時：平成31年4月24日（水） 13：30～15：00
- 開催場所：由利本荘市消防本部 4階 大会議室（由利本荘市美倉町27番地2）
- 内容：（1）平成30年度の取組と平成31年度取組計画  
（2）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況  
（3）防災教育に関する取組  
（4）その他
- その他：本協議会は報道関係者のみの公開とさせていただきます。

<記者発表先>秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、読売新聞由利本荘通信部

**問い合わせ先**

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所

電話番号：018-823-4167（代表）、住所：秋田市山王一丁目10-29

副所長（河川） さいとう まさみち  
齊藤 正道 （内線204）

調査第一課長 なりた まさき  
成田 正喜 （内線351）

## 第5回 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」

開催日時：平成31年4月24日（水）

13時30分～15時00分

開催場所：由利本荘市消防本部

4階 大会議室

### 次 第

1. 挨拶：由利本荘市長

2. 議 事

(1) 平成30年度の取組と平成31年度取組計画

(2) 平成30年出水概要について

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

(4) 防災教育の取組状況

(5) その他

第5回 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」  
名簿

協議会委員

機関名	役職	氏名	備考
由利本荘市	由利本荘市長	ハセベ マコト 長谷部 誠	
秋田県	総務部 危機管理監	ワタナベ マサト 渡辺 雅人	
	建設部長	コバヤシ ケンタロウ 小林 賢太郎	
	由利地域振興局長	ササキ カオル 佐々木 薫	
気象庁	秋田地方気象台長	コイケ ジロウ 小池 二郎	
国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所長	ヨシザワ ヒトシ 吉沢 仁	

幹事会委員

機関名	役職	氏名	備考
由利本荘市	総務部 危機管理課長	マツナガ ヒトシ 松永 仁志	
秋田県	総務部 総合防災課長	ヤマキ マサヒロ 山木 将弘	
	建設部 河川砂防課長	ササキ ジュイチ 佐々木 寿一	
	由利地域振興局 総務企画部 地域企画課長	タカハシ シン 高橋 新	
	由利地域振興局 建設部 保全・環境課長	サトウ テツヤ 佐藤 鉄也	
気象庁	秋田地方気象台 防災管理官	ヤマグチ カンジ 山口 寛司	
国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所 副所長	サイトウ マサミチ 齊藤 正道	

# 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」規約

## (名称)

第1条 本会の名称は、子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」とする。

なお、本協議会は水防法(昭和24年法律193号・平成29年改正)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会とする。

## (目的)

第2条 平成27年関東・東北豪雨を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川自治体において、水防災意識社会を再構築する取組を行うとしているところ、子吉川においても、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、「減災のための目標」を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する必要がある。このうち、本協議会では、「住民目線のソフト対策」の策定・実施について由利本荘市や秋田県、国等の関係機関が協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 「減災のための目標」の設定
3. 「減災のための目標」を実現するために必要な「取組方針」の作成
4. 「取組方針」の実施状況のフォローアップ
5. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

## (会議の公開)

第5条 協議会は報道機関に原則として公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

2. 幹事会は原則非公開とする。

## (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等については非公開とすることができる。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し公表するものとする。

## (幹事会の構成)

第7条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 協議会及び幹事会の事務局は、秋田河川国道事務所 調査第一課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月13日から施行する。

平成28年9月2日 一部改定。

平成29年5月8日 一部改定。

平成30年7月25日 一部改定。

別表1

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 委員

委員	由利本荘市長	
	秋田県	総務部 危機管理監
		建設部長
		由利地域振興局長
	気象庁	秋田地方気象台長
国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所長	

別表2

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 幹事会委員

委員	由利本荘市	総務部 危機管理課長
	秋田県	総務部 総合防災課長
		建設部 河川砂防課長
		由利地域振興局 総務企画部 地域企画課長
		由利地域振興局 建設部 保全・環境課長
	気象庁	秋田地方気象台 防災管理官
国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所 副所長	

# 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」

## 会場位置図

由利本荘市消防本部 4階 大会議室

秋田県由利本荘市美倉町27番地2

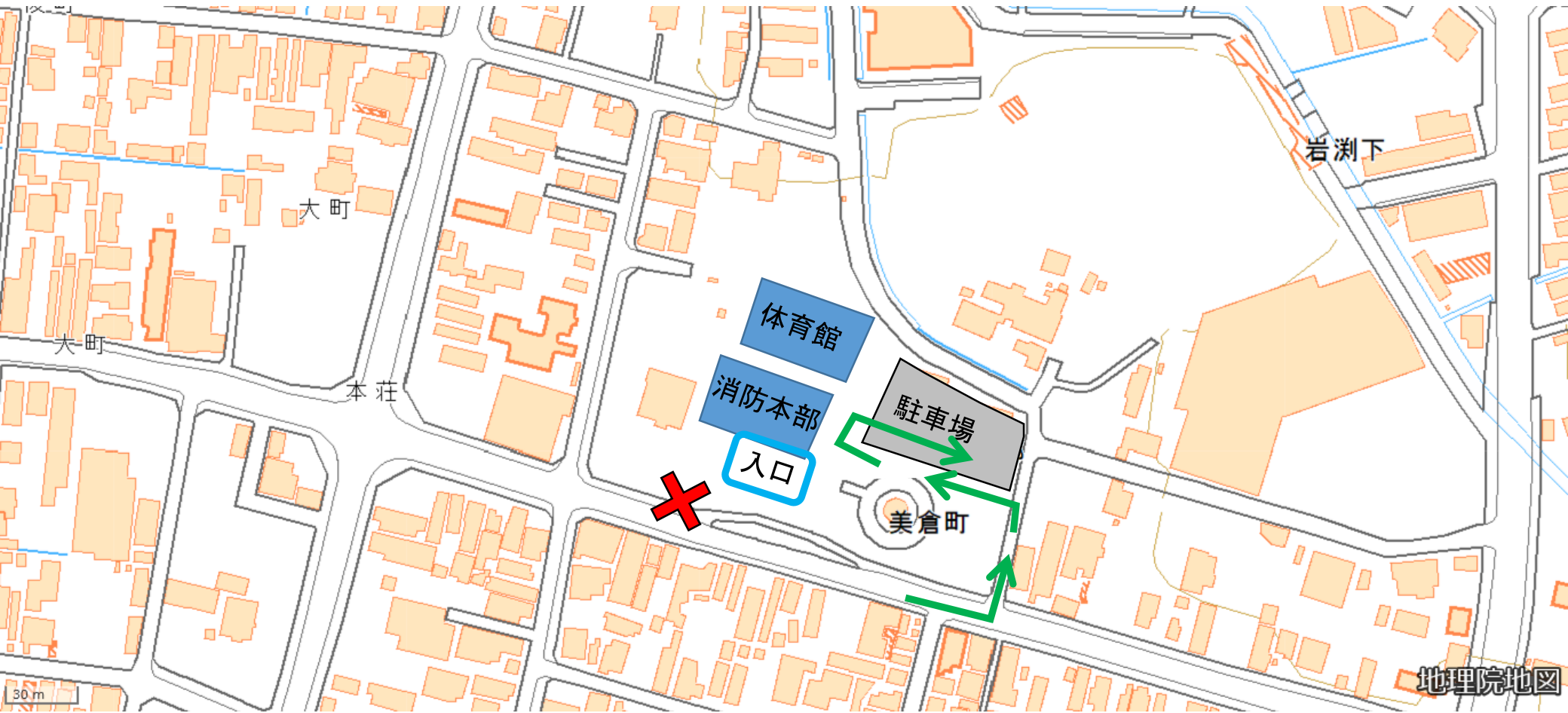
電話:0184-22-4282



【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。】

【承認番号 平30東複 第23号】

## 消防庁舎周辺図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。【承認番号 平30東複 第23号】

体育館利用者を考慮し、奥側から駐車をお願いします。

緊急車両が通行する場合がありますので、消防庁舎正面ではなく、できれば矢印の経路からの進入をお願いします。